

# マイナ保険証への移行に伴うご案内

令和6年12月2日から組合員証・被扶養者証（以下、組合員証等）の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする制度に移行しました。制度移行後に医療機関等で受診する際は、以下の方法で医療保険の資格情報の確認を行います。



## ① 組合員証等（令和7年12月1日まで）



発行済みの組合員証等は経過措置により令和7年12月1日まで使用可能です。経過措置期間中に資格を喪失した場合（引き続き任意継続組合員になる場合を含む）には、組合員証等を共済組合に返却する必要があります。

## ② マイナ保険証



マイナ保険証で医療機関を受診できます。医療機関等に設置されているカードリーダーにマイナ保険証を置いて顔認証または暗証番号で本人確認を行ってください。

### ???マイナ保険証とは???

「マイナ保険証」は、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことをいいます。健康保険証としての利用登録は、マイナポータル、セブン銀行ATM、医療機関・薬局の受付から行うことができます。

## ③ 資格確認書

社会労務健康組合 資格確認書	
氏名	山田 太郎
性別	男
生年月日	1980.01.01
健康保険番号	1234567890
資格取得年月	2024.01.01
有効期限	2029.12.31
発給機関	社会労務健康組合

マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付します。

医療機関に提示することで、保険診療を受けることが可能です。

組合員証等をお持ちで、かつ、マイナ保険証をお持ちでない方には令和7年秋頃に資格確認書を交付します。組合員や所属所からの申請は不要です。

有効期限は最長5年（任意継続組合員は2年、高齢受給者は75歳の誕生日前日まで）です。有効期限内に資格喪失した場合には、資格確認書を共済組合へ返却する必要があります。

## ④ 資格情報のお知らせ

「資格情報のお知らせ」（A4の普通紙に資格情報を印字したもの）は、ご自身の資格情報を確認いただけるものです。共済組合員資格取得を行った新規資格取得者（組合員・被扶養者）全員に交付されます。

「資格情報のお知らせ」のみで医療機関を受診することはできません。マイナ保険証を利用することができない医療機関等において、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に提示することで保険診療を受けることができます。

## 医療機関等で保険診療を受ける際に必要なもの

マイナンバーカードをもっている

はい

いいえ

マイナ保険証の利用登録をしている

はい

いいえ

医療機関等がマイナ保険証に対応している

はい

いいえ

マイナ保険証

資格確認書

※ マイナ保険証非保有で組合員証・被扶養者証をお持ちの方は、令和7年秋頃に資格確認書を交付します。

マイナ保険証 + 資格情報のお知らせ

組合員証・被扶養者証をお持ちの方は、令和7年12月1日までは組合員証・被扶養者証で医療機関を受診することができます。



## 保健事業利用時に組合員資格の確認のためにご提示いただく書類等

令和6年度中に人間ドックなど保健事業を利用する際は、資格確認のために以下(1)から(3)のいずれかをご提示ください。次年度以降は、各事業の実施通知等において、それぞれの事業における資格確認の方法をご案内します。

### (1) マイナポータル資格情報画面

スマートフォン等でマイナポータルにログイン後、「健康保険証」をタップすると表示される資格情報画面をご提示ください。

なお、マイナポータルの資格情報画面からダウンロードした医療保険の資格情報(スマートフォン等に保存したPDFファイルまたはプリントアウトしたもの)でも構いませんが、保存日から概ね1か月以内のものに限ります。

### (2) 資格確認書

当共済組合が発行した資格確認書をご提示ください。ただし、有効期限が切れたものや、「資格情報のお知らせ」は使用できませんのでご注意ください。

### (3) 組合員証(水色のカード)

組合員証をご提示ください。ただし、この取扱いは令和7年12月1日までの経過措置です。